

令和2年12月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年12月25日(金)午前9時30分から午前10時35分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第66号) 事務の代理の承認について(教育局)

日程第 2 (議案第67号) 鳥屋小・中学校の学習環境のあり方について(教育環境部)

日程第 3 (議案第68号) 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 4 (議案第69号) 相模原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について(教育局)

4. 報告案件

日程第 5 (報告第17号) 専決処分の報告について(教職員人事課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 末 広

教 育 局 参 事 佐 野 強 史 教育総務室担当課長 藤 波 健 二
兼教育総務室長 (総務企画班)

教育環境部参事 兼学務課長	佐藤洋一	学務課担当課長 (学務班)	中嶋雅樹
学務課主任	小林清正	教職員人事課長	渡部賢一
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主事	甚野栄美

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会12月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。

事務の代理の承認について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第66号、「事務の代理の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第66号についてご説明申し上げます。

本議案は、事務を臨時に代理したものについてご承認をお願いするものでございます。
議案資料をご覧いただきたいと存じます。

1の(1)のとおり、相模原市長から相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市議会へ提出予定であるとして、(2)のとおり11月20日に意見を求められましたが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、市長への意見申出を臨時に代理したものでございます。

議案資料の2枚目、議案第66号別紙の裏面をご覧いただきたいと存じます。

条例の改正内容といたしましては、国の特別職の職員に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、1の表のとおり教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の年間支給割合を現行の3.35月から0.05月引き下げ、3.3月とするものでございます。

なお、当該条例改正案につきましては、11月27日に相模原市市議会本会議に上程され、同日付けで可決されております。

以上で、議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑等ございませんので、これより採決を行います。

議案第66号、「事務の代理の承認について」を原案どおり決すにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第66号は承認されました。

鳥屋小・中学校の学習環境のあり方について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

次に、日程2、議案第67号、「鳥屋小・中学校の学習環境のあり方について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

井上教育環境部長 議案第67号、鳥屋小学校及び中学校の学習環境のあり方について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により鳥屋小学校及び鳥屋中学校の取り扱いに関する対応方針を提案するものでございます。

今回、提案いたします対応方針でございますが、議案の中段に記載がございます。鳥屋中学校校舎を改修し、義務教育学校として使用できるよう整備した上で、令和5年4月に、鳥屋小学校と鳥屋中学校を義務教育学校に移行するものでございます。

資料を1枚おめくりください。

まず、教育委員会の考え方についてご説明申し上げます。

参考資料の1ページ目、下段のスライドの右下、番号の表示が2とございます資料をご覧ください。

学習環境のあり方に係る基本的な考え方といたしまして、本市教育委員会では、現在2つの基本方針に基づき、児童生徒に対してより充実した学習環境を提供できるよう整備を進めているところでございます。

1つ目の方針の相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針でございますが、児童生徒にとって望ましい学校規模の定義とその実現に向けた取組の進め方等を定めているものでございます。

この方針では、望ましい学校規模から外れている学校のうち、単級の学年が生じている過少規模校については、優先的に課題解決に努めることとしておりますが、鳥屋小中学校がございませぬ津久井地域に関しましては、通学区域の範囲が広く、小学校区と中学校区が

一致していることが多いことから、こうした地域性を十分に考慮した解決手法を選択することとしております。

2つ目の方針の相模原市小中一貫教育基本方針でございますが、より質の高い学校教育を目指し、中学校区単位で目指す子ども像及び9年間を見通す教育課程を決定し、教育活動を行うもので、今年度から全中学校区でスタートしたところでございます。

この方針の中で、各学校での諸課題や中学校区の状況に応じ、小中一貫教育のよさを最大限に活かせる学校の形として、施設一体型の義務教育学校や施設併設型の小中一貫校の設置を検討することとしております。

次ページ上段、スライド番号3をご覧ください。鳥屋小学校、鳥屋中学校の現場でございます。右の写真の下側が鳥屋中学校で、県道に面して所在し、その奥、写真の上側に鳥屋小学校が所在しています。下段の表、5月1日現在の児童生徒数は、小学校が58名、中学校が45名で、クラスは全ての学年で単級1クラスとなっております。

今後、児童生徒数は減少傾向にあり、20年後には小学校24名、中学校26名と予測しております。

表の下をご覧ください。通学区域の状況でございますが、小中とも緑区鳥屋で同一区域となっております。

続いて、下段のスライド番号4をご覧ください。鳥屋地域に対する基本的な考え方といたしまして、まず小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針を踏まえますと、鳥屋地区の児童生徒数の状況、通学区域が同一で、通学区域が広い現場の特性を考慮し、鳥屋小学校と鳥屋中学校を1つの学校に再編することが望ましいと考えております。

また、小中一貫教育基本方針を踏まえますと、小中一貫教育の良さを最大限に活かせるよう、1つの校舎で、1つの教職員集団のもと、義務教育9年間を見通したより充実した継続的な教育活動を展開することが望ましいと考えております。

次ページの上段スライド番号5をご覧ください。

鳥屋小学校の隣接地は、リニア中央新幹線関東車両基地の整備予定地となっております。当区と車両基地の境界には、校舎の高さ12メートルを超える約15メートルの高さの擁壁が整備される予定でございます。

地域では、擁壁や基地整備に伴う騒音・振動など小学校の教育活動への影響を懸念する状況がございました。

続いて、下段のスライド番号6をご覧ください。こうした状況を踏まえまして、鳥屋地

域から市に対し、要望書が2件提出されております。

まず1件目の平成29年2月の要望では、工事中や供用開始後の騒音や振動、校舎裏に整備される擁壁について、教育環境への影響を調査し、JR東海と協議の上、必要な対策を講じてほしいというものでございました。

2件目の平成30年3月の要望では、地域振興に係る要望の中に示された、地域振興計画図に鳥屋中学校の敷地内に小中一貫校整備したイメージスケッチの提示がございました。

次ページ上段のスライド番号7をご覧ください。市の対応についてでございますが、前述の市の考え方や地域の要望を踏まえまして、対応方針として鳥屋中学校校舎を改修し、義務教育学校として使用できるよう整備した上で、鳥屋小学校及び鳥屋中学校を義務教育学校へ移行することを提案するものでございます。

これにより期待される効果といたしましては、施設一体型の義務教育学校へ移行することで、子どもたちが義務教育9年間を見通した、より充実した小中一貫教育を受けることや、鳥屋中学校校舎を使用することで、車両基地の工事中や供用開始後の騒音や振動を回避することができるものと考えております。

下段のスライド番号8でございますが、こちらは義務教育学校に関する説明でございます。義務教育学校の特徴でございますが、小学校と中学校とは別の種類の学校で、1人の校長のもと、9年間連続した教育活動の実施が可能となるものでございます。修学年限は9年で、小学校に該当する部分を前期課程と呼び、中学校に該当する部分を後期課程と呼びます。

義務教育学校の導入メリットといたしましては、9年間の連続した学びや系統性のある指導により、目指す子ども像を意識した一貫性のある教育ができること。教科担任制の導入による学力の向上が見込まれること。これまで小学校と中学校が連携して行っていた行事や、PTA事業の一元化などを挙げることができます。

続いて、次ページ上段、スライド番号9でございます。こちらは義務教育学校の校舎整備イメージでございます。お示ししている図のとおり中学校校舎の増改築を行い、小学校の機能を移転するものでございます。

下段のスライド番号10でございます。義務教育学校校舎の整備スケジュールといたしまして、本日の教育委員会におきましてご承認をいただきましたら、地域や保護者の皆様に説明を行いまして、令和3年度に調査・設計、令和4年度には中学校校舎の増改築工事を、夏休みを中心に行う予定でございます。令和5年度に義務教育学校が開校した後に、

小学校体育館の撤去を予定しております。

次に、次ページ上段のスライド番号 11 をご覧ください。

前述の地域要望を踏まえまして、JR東海と協議を行いました。資料にお示しした内容についてご協力をいただけることとなっております。主な協力内容といたしましては、車両基地工事工程について、鳥屋小学校の教育活動に影響が生じないよう配慮いただくことや、車両基地との境界面に接する小学校の一部敷地をJR東海が購入し、この敷地を活用し、境界を擁壁から法面に変更することとしております。また、法面整備部分にあります小学校体育館の撤去工事をJR東海が施行することとしております。

そのほか、義務教育学校移行に伴う中学校校舎の増改築に係る一部費用をJR東海に負担いただくこととしております。これらの協力内容につきましては、本委員会におきまして、対応方針のご了承を得られましたら、覚書と協定書を取り交わす予定でございます。

最後になりますが、下段のスライドをご覧ください。望ましい学習環境の実現に向けた全体像をイメージ化してお示ししております。今回の義務教育学校への移行によりまして、鳥屋地域の子どもたちの学習環境の充実と、その魅力ある学校づくりによる地域振興に寄与するものと考えております。

以上で議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 基本的には地域からの要望等も出ているということで、前向きなことであるし、子どもたちにとってもプラスになるかなと考えているのですが、そういう中でも少数意見と言いますか、いや、やはり小学校は残してほしいとかというような意見があったのかどうか。これが1点。

JRが一部、鳥屋中学校の改修にかかる事業整備を負担してくれるというお話だったのですけれども、どういうところを一部負担するのかなというのがちょっと単純な疑問。

それから、形といいますか、箱は今イメージができたのですが、やはり先生方、教職員の9年間を通した学びというところで行くと、先生方の研修であるとか、もちろん人材を集めるということもあるのですが、その辺の、人をソフト面と言っただけなのかも知れないのですが、そういった面についても何かお考えがあればお知らせください。

鈴木教育長 ちょっとハード系とソフトは整理した方がいいと思うので、まずその小学校を残すかどうか、それからJR東海には、どういう整備負担というか、そこについては教育環境部の方からお答えいただきたいと思います。

佐藤学務課長 それでは、まず、最初の質問でございます。小学校を残すという意見があったのかどうか。これは地域の方からということだと思いますけれども、資料の中でも説明させていただいたとおり、地域からは平成29年と30年の2か年にわたって、要望をいただいておりますけれども、その中ではそこに書いてあるとおり、望ましい学習環境のあり方という中では、これから児童生徒数が減っていく中では、やはり何かしらの対策を講じてほしいという意見が大半でございまして、小学校を特に残してもらいたい、あるいは中学校を独立して残してもらいたいというような考え方は特段示されていないところではございます。

それから2点目、JRの負担についてということで、もう少し詳しく説明をさせていただきますと、まず我々が今日、ご説明を申し上げた学習環境のあり方ということで、義務教育学校にするという方針、これをJRの方にもご説明をしているところではあるのですが、ということであれば、JRとしましても、これまで擁壁ということで15メートルの擁壁を考えておりましたけれども、これを擁壁にすることなく、法面というような形で考えたいということがございまして、ただ、法面にすると、体育館の建物にこの法面がかかってしまうというようなことがございます。

そこで、協議をさせていただいたところ、体育館の用地については考え方として、JRが購入をします。その購入をした後に、JRがその体育館の撤去工事まで行うというようなことにさせていただいております。

それから、中学校の方を義務教育学校にするということで、校舎増改築の必要性が生じます。そこについて、5億5千万円ほどかかるのではないかという見込みの中で、そのうち市が負担すべき一般財源がございまして、その4分の1程度をJRから協力金という形で負担をいただくと、そういうふうな調整をさせていただいて、本日ご了解をいただければ、それに基づいて覚書を締結していくというようなことを想定しております。

細川学校教育部長 小中一貫教育を推進するための研修、人材のあり方についてでございますが、本市におきましては既にご承知のとおり、本年度より小中一貫教育でキャリア教育を推進するというものを目指しまして、各学校にて、今年度はコロナのこともございまして、集合型というよりは、中学校区担当指導主事が各学校に出向きまして、小中一貫

教育でキャリア教育を推進する、その手立てについての研修を行っているところでございます。

あわせて、動画を格納いたしまして、常に各学校がそうした研修を開く際には、校内研修でそれを閲覧できるように、視聴できるようにというような整備も進めております。

こちらの学校は、義務教育学校ということになりますので、またさらに、それよりも一歩進んだ研修が今後必要になってくると思うのですが、鳥屋小中学校につきましては、これまで取り組んできました小中連携教育の中でも、こちらの立地条件を生かす中で、3年ほど前より合同の行事を実施したり、中学校の教員が小学校に出向いて授業を行ったり、または小学校の教員が中学校授業を参観する等々の連携につきまして、他の中学校区よりも推進を図ってきたかなというところでございます。

今後につきましては、青和学園の方が今、順調に一貫教育を進めているところでございますので、そうした参観等々も進めていくことが必要かなと思っています。

人材についてなのですけれども、当然、義務教育学校、教科担任制なども他の中学校区とは異なり、学校の中で進めていくことになりますので、計画的な人的配置というものも必要になってくるかなと承知をしております。

小泉教育長職務代理者 非常に前向きな計画だと思います。さらに青和の経験値等を活かして、プラスアルファの、子どもたちにとって、よりよい学びにつながるような施策を展開していただけたらなと感想として思いました。

白石委員 3点ほどお伺いをさせていただきます。1つは鳥屋中学校の校舎を改修するという話なのですが、具体的に今の校舎が何階建てなのかちょっと分かりませんが、増築箇所が200㎡ということで、人数的には取りあえず倍ぐらいの人数になるかと思うのですが、何クラス分増築をすとか、その辺をちょっと教えていただければというところが1点と、2つ目は通常、小学校の高学年からクラブ活動があって、中学校では部活動をやっているかと思うのですが、義務教育学校になったときに、その辺の課外活動的な部分は、特に変化はないのかどうかをお伺いいたします。

あともう1点、将来的なお話になるかと思うのですが、鳥屋小学校の校舎が今度、空くという形になるかと思うのですが、そこを今後、どのように活用していこうとか、何かそのようなお考えがあるのであれば教えていただければと思います。

佐藤学務課長 まず1点目でございます。中学校の校舎ですが、増改築を行うということで、現在のところ増築部分は200㎡ぐらいを想定しておりますけれども、これについて

も今後、学校の方とよく調整を図りながら200㎡が適当なのか、あるいは400㎡が適当なのか、あるいは平米数で今、申し上げていますけれども、どのぐらいのクラス数が追加で必要なのかというようなところもございますので、そこは今後、調整をさせていただきたいと思っています。また、改修の部分についても今まで中学校の1年生から3年生までという形で利用していたものが、今度は身長が違う児童生徒たちが、そこで学びを必要とするということですから、全ての棚ですとか、そういった改修をしないといけないだとか、いろいろな改修の内容が出てくると思いますので、そこはよく調整を図りながらやっていきたいと考えております。

それから、2点目、部活動ですとか課外活動、こういったものに影響があるのかないのかというようなご質問だったと思いますけれども、これについても当然、影響がないような形で、今やっていることがやれなくなるだとか、そういうことがないように、これについても学校の方とよく調整を図りながら、現場の校庭の広さで足りるのかとか、そういうこともございますので、そこはまた、調整を図っていきたいと考えております。

それから小学校の跡地利用でございますけれども、ここについてはまだ現状、地域と学校環境のあり方ということを中心に話をさせていただいております。当然、跡地の利用ということも出てくるのですけれども、そこについては今後、検討会なのか、ちょっと分かりませんが、そういったものを立ち上げていただいて検討をしていくのかなと考えております。

現状でも、小学校の体育館を避難所として利用しているようなことがございますので、その辺は他部局と調整を図りながら、あとは地域と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

平岩委員 人数のところ、10年後の人数というのが出ておりましたけれども、10年後になりますと、もう50名になるということですから、やはり方向性としてはこういうことなのだろうと思います。

それで、今の説明を聞いていまして、子どもたちにとっても、やはり人数はとても大事なことの1つの要素だと思いますので、私はこれでよいと考えます。

鈴木教育長 ありがとうございます。

若干補足で経過を説明いたしますと、鳥屋地域の方々からは今、平岩委員からお話ございましたとおり将来的に子どもの数が減っていくので、学校がなくなるのではないかといい不安の声、懸念の声がありました。

今日は教育委員会としてこの方針を決めていただきますと、当面、鳥屋地域には義務教育学校として学校を残しますよという形になりますので、それによろしければご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、採決を行います。

議案第67号、「鳥屋小・中学校の学習環境のあり方について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決されました。

相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に、日程3、議案第68号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第68号についてご説明申し上げます。

本議案は、教育長への事務委任に関しまして、工事計画の策定及び訴訟遂行方針の決定に係る事項を除く訴訟に関する事務を教育長に委任するため、教育長に委任する事務に係る規定を改正いたしたく提案するものでございます。

主な改正内容についてでございますが、議案第68号参考資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

2ページ目の左の段の上段、改正前の第10号「1事業1億円以上の工事の計画を策定すること。」を削除いたしまして、今までは教育委員会の議決事項としていたものを教育長に委任するものでございます。

理由といたしましては、予算成立後、速やかに契約、着工ができるようその金額にかかわらず教育長に委任する事務として整理するものでございます。

次に、右の欄の中段、改正後の第16号をご覧ください。

訴訟対応について、より円滑なものとするため、訴訟遂行方針の決定に関しましては、これまでとおり教育委員会会議の議案とし、訴訟代理人の選任等の事務手続きにつきましては、教育長に委任する事務として整理するものでございます。

なお、訴訟があった場合については、その状況に応じまして、適宜ご報告をさせていた

だくことを考えております。

最後に施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 ちなみに、過去こういう案件は何件くらいあったのでしょうか。

佐野教育総務室長 いわゆる教育長が訴訟の被告になった案件でございますけれども、これにつきましては、先般11月26日のときに臨時会を開催させていただきましたが、あの案件が初めてでございます。

なお、これまではいわゆる損害賠償ということで、その被告は教育長ではなく、市長ということでした。そういった訴訟等の実績はございますけれども、教育長が被告になるものについては、前回、臨時会で提案したものが初めてということでございます。

小泉教育長職務代理者 工事の方はどうなのでしょうかね。

鈴木教育長 工事の関係もお願いします。

佐野教育総務室長 失礼いたしました。工事につきましては、学校施設の関係で毎年、工事の対象といったものをこちらの方で提案させていただいている実績がございます。

小泉教育長職務代理者 それほど多くはないということですよ。

佐野教育総務室長 これまで、学校校舎の長寿命化等々で1億円以上となる工事というのは、毎年何件かございました。何件をもって多いかというところは、ちょっとそこは申し上げられませんが、昨今ではそういう長寿命化に伴いまして、いろいろとそういった工事の案件を提案させていただいたという実績がございます。

鈴木教育長 ここのところの改正の趣旨をもう1回お話しいただいた方がいいと思います。何故、この1億円の工事の計画を除くのかというところを再度、委員と確認した方が議論はスムーズに進むと思うので、そこをもう1度お願いします。

佐野教育総務室長 大変失礼いたしました。まず、この学校施設の工事に係ります議案につきましては、毎年、予算の段階で色々な改修工事の内容等については、委員の皆さんの方でご審議いただいているものでございます。

そうした中で、この工事の計画ということでございますので、1度そういう予算等で、ご承認いただいた内容の、いわゆる詳細と言いますか、具体的なその内容について、1件

で1億円以上掛かる場合については、改めて教育委員会の方にお諮りをしていただけ
れども、先ほど申しましたとおり、今回、予算が成立した後に速やかに契約、あるいは着
工できるようにその金額にかかわらず、施工したいということで、今回こういうご提案を
させていただいたものでございます。

また昨今、夏休み等にこういった工事を通常やるのですけれども、夏休みの短縮等のこ
ともございますので、今まで以上に速やかに契約、あるいは工事着工というのが求められ
ているということもございますので、今回ご提案をさせていただいたものでございます。
小泉教育長職務代理者 ちなみに、令和元年度とか、前年度だとそれをこの方式に改め直
すと何件ぐらい、事務委任がそちらにされるかというのは分かればいいです。分からなけ
ればいいです。

佐野教育総務室長 議案の件数といたしましては、年度当初に1件あったものと記憶して
ございます。

鈴木教育長 他に質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第68号、「相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第68号は可決されました。

相模原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に、日程4、議案第69号、「相模原市教育委員会会議規則の一部を改正
する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第69号についてご説明申し上げます。

本議案は、教育委員会会議に関しまして公開しない会議に係る規定の追加及び会議録に
係る規程の改正をいたしたく提案するものでございます。

主な内容についてでございます。議案資料を1枚おめくりいただきまして、議案第69
号参考資料をご覧くださいと存じます。

はじめに、1の公開しない会議についてでございます。教育委員会の会議は、法により
原則公開するものとされておりますが、人事に関する事件、その他の事件については、議

決により、公開しないことができるとされております。この公開しないことができる事件につきまして、どのような事例を非公開とするか、市の情報公開条例第7条に規定する、非公開情報を踏まえ、資料の(1)から(5)までに掲げるものを公開しないものとして整理し、規則に明記するものでございます。

このうち(2)の法第29条に規定する意見の申出に関する事件につきましては、非公開とした実績はないものと記憶してございますけれども、公開しないことができるものとして整理させていただいております。

理由といたしましては、情報公開条例における非公開情報の中に、市の機関の内部、または相互間における審議、検討、協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるものというものがございます。

法第29条の意見の申出につきましては、市長が議案を審議会に提出するに当たって、教育委員会に意見を聞くものであり、まさに市の機関の相互間における審議、検討に関する情報と考えております。

今までの公開の会議でも率直な意見をいただいておりますけれども、今後も率直な意見を担保するため、仕組みとして公開しないことができる事件とすることが適当と判断したものでございます。

なお、公開しない会議につきましては、いわゆる、できる規定でございますので、実際に公開しないかどうかにつきましては、引き続き、その都度議決により教育委員会としてご判断いただくこととなります。

次に、2の会議録についてでございます。会議録に記載しない事項に係る規定を改正し、公開しない会議の議事を会議録に記載することとするとともに、当該公開しないこととした事項の審議に係る部分については、公開しないことができるとする規定を追加するのでございます。

なお、公開しない会議の議事であっても、会議録を公表する際、時間の経過に伴い、公表が可能となったものについては公表するものいたします。

例えば、法第29条の意見の申出につきましては、先ほど公開しないことができる事件として整理したい旨、ご説明いたしましたが、会議録を公表する際には率直な意見が既に済んでおりますことから、公表するものと考えております。

最後に施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 ちょっと分かりにくいですかね。具体的に何が課題になったのかというのを一言、言っていただければ分かるかと思います。

佐野教育総務室長 これまで、いわゆる公開しない会議につきましては、明確な根拠規定というものがございまして、これまでの慣例といいますか、そういった中で教育長が会議の冒頭に公開しないことということで委員の皆様の議決をいただいて、公開しないということを決めていたのですけれども、慣例的に行っていたものに関しまして、法的な規定で整理をさせていただいたということが趣旨でございます。

鈴木教育長 若干補足をしますと、例えば法第29条に規定する意見の申出に関する事件ということで、よくあるのは、市長から予算について同意を求められますが、まだ市の方は発表をしていません。その内部情報が公開の場で、例えば前回の手洗い場の自動水洗というのも、議会とか市民に公表する前に、この場で議論されることはどうなのだとということがありましたので、とりあえず非公開にしますが、審議内容は会議録にも記載をしていきたいと、こういうことでございます。それが大きいところの1つです。

そういうことがあったので、規定に照らして、公開しない会議を整理したいというのが今回の提案の趣旨でございます。

白石委員 簡単に整理をすると、要は今までも非公開の会議はあったのですが、それをほかの教育委員会以外の市内の会議などと同様に、公開をしないというものは明文化して、整理をするというところが1つ。市も予算の関係とか、まだ決定していない部分について、今までオープンな形で行われていたものを、そこは、会議中は非公開にして、議事録としては出していこうと、それができるように整理をしたということによろしいでしょうか。

鈴木教育長 予算の仕組みからいって、教育委員会の意見を聴いて初めて、市長が議会に提出することができるので、この意見聴取がなければ予算としては成立しませんので、ちょっと卵が先か、鶏が先か、では先に出してから教育委員会の同意ということは議論上、あり得ませんので、そこについても整理をしたいということでございます。

平岩委員 今のご説明で趣旨の方は分かりました。私はこういった会議については、基本的に公開をするということが大原則だと考えております。

その上で今のお話を伺いまして、会議録にも記載するとありましたので、納得いたしま

した。基本は公開だというところが、これがだんだんなくなってしまうのだけは、大変心配をしますので、そこだけは押さえていただきたいと思います。

小林教育局長 繰り返しになりますけれども、教育長がご説明したとおりでして、例えば予算ですとか条例を市長が議会へ提出するときには、教育委員会に関係するものについては教育委員会の意見を聴くことが必要ということで教育委員会にお諮りをして、その後に市長が議会に提出するということです。

議会に提出する前に、この教育委員会の審議が公開されますと、議会に提出する前にこの議案が公になる。そこは非常に矛盾が生じるのではないかとということで、議会に提出された後については、ここの審議事項については公開して、教育委員会でのどのような審議が行われたというのは市民に対して広く周知するというところでございます。

以上でございます。

岩田委員 1つは今の回答でクリアになったのですが、参考資料の1番下のところで時間の経過に伴い公表が可能となったものとはということで、今のその議会のところは議会に提出になったらオープンになるということは分かるのですが、それ以外のところの部分も、最近のアメリカの文章ではないですけど、何年、何十年経つとみみたいな形で、オープンになるようルールみたいなものがあるのか、その辺はどうなのでしょう。

佐野教育総務室長 まず、教育委員会が終了した後、教育長は議事録を作成しなければならなくなっております。先ほども言いましたように人事案件等、非公開の分についても議事録としては作成をいたします。その議事録を公表する際、全部公表するのか、一部非公表とするのか一度判断いたしまして、そうした中で、今後、もし情報公開請求等があった場合については、その際、改めて、どこまで公表できるかの判断をいたします。

ですから、後になって非公開の会議の部分がどこまで公表になるかというのは、決まり上は、先ほども言いましたように、議事録の公表時に、公開とする、しないというところで1つの判断をしておりますので、後は後日、情報公開請求等があったときにどこまで開示を認め、請求者からすれば認められるかということを経験になるのかなと考えているところでございます。

宇田川委員 私だけが理解をよくできていないのかもしれないのですが、公開しない会議の議事についてということで、改正後は会議録に記載すると書いてあるのですがけれども、この会議録を記載した時点で今のお話だと、公表するものと公表しないものに分けられるということなのですか。それとも、とにかく会議録には記載をする。それで、その

後、開示請求があった場合に、そのケースに応じて公表するか、しないかを検討することなのでしょうか。

佐野教育総務室長 まず、これまでも非公開としていた会議につきましては、運用といたしましては、会議録自体は作成し、公表はしていないという状況でございました。

公表しないといっても、当然、議題の件名と、最後、実際に議決、決定したのかどうかという結果の部分については、会議録として公表をしているというところでございます。

その審議経過、審議内容等に係る部分については先ほども申し上げましたとおり、公表をしないということで議事録を作成することによりまして、いわゆる公表することを目的には作成していないというところでございます。

鈴木教育長 基本的には全て、会議録は作っていました。ただ、個人情報とか、そういうものについては当然、非公表になるのですが、先ほど話がありましたとおりオープンになっているようなものについては公開をしようかと。

ですから、姿勢としては先ほど平岩委員がおっしゃったように、基本的にこの教育委員会の会議については公開していきます。

ただし、公開することによって不利益が生じるものについては、議事録を作りますが、その段階では非公表にしていく。ただ、公表できるタイミングでは公表をしていきます。それでも個人的な、プライバシーの保護などが必要なものについては、その都度、その都度判断しますが、基本的には非公表になるものもあると、こういうご理解いただければいいかと思います。よろしいでしょうか。決して、秘密主義でいきたいというわけではございませんので。

それでは、これより採決を行います。

議案第69号、「相模原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を原案どおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第69号は承認されました。

専決処分の報告について

鈴木教育長 次に、日程5、報告第17号、「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

渡部教職員人事課長 報告第17号についてご説明申し上げます。

市立小学校の除草作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分がありましたので、教育委員会に報告するものでございます。

お手元の資料2枚、専決処分書の裏面をご覧ください。

事故の状況についてでございますが、令和2年9月29日午前10時ごろ、相模原市中央区内の市立小学校敷地内において、技能補助員が草刈り作業中、小石が跳ね、駐車していた被害者の小型乗用車の右リアサイドガラスを破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては記載のとおりでございます。

表の下段をご覧ください。再発防止策といたしまして、今年の6月にも同様の事故が発生していることから、校長から本人に対し、改めて刈払機の適切な使用を徹底するとともに、万全の事故防止策に努めることなどを指導いたしました。

また後日、教職員人事課、学校施設課の担当職員が現場検証し、効率性よりも安全を第一に考えた作業を徹底するよう、学校管理職及び本人に指示いたしました。

さらに全校に対しても、刈払機使用時の注意事項を記載したチラシを配布し、改めて使用に当たったの注意喚起を行うとともに、今後は遵守事項を記載したチェックシートの提出を義務付け、刈払機の使用を管理職による許可制といたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。前回もこの議論をしたと思いますが、再度教育委員会で注意喚起を行ったところでございます。

これについて質疑、ご意見等ございましたらお願いいいたします。

小泉教育長職務代理者 この予防措置として、具体的にどのようなことを行ったかということも1点と、あと被害者の方の車が校内に止まっていたのでしょうか。それとも、走行していたのか。駐車していた職員の車なのか。

もし、何か学校関係者であれば事前に、ここは作業をしますから駐車しないでくださいみたいな予防装置も取れたのかなとちょっと今、思ったのですが。その辺はいかがでしょうか。

渡部教職員人事課長 まず1点、予防策ですけれども、草を根元までやるとやはり石に触れるということもございますので、草は5センチ残して、その上の部分を刈るということで徹底することをしております。

また、事前チェックシートを必ず記入するというので、それに管理職が判を押すこと

で今日、もしくは明日、ここでどういう作業が行われるということを確認してもらえようにいたしました。

ご指摘のとおり、そのチェックシートを記入することによって、もし、翌日の作業でしたら、事前に管理職の方からそこに車を止めないよという指示もより、可能になってくると考えております。

小泉教育長職務代理者 なかなか、減らないというか、また恐らく、来年も起こるのではないかという気がします。

やはり、その損害賠償という意味では市民の方からの税金等で賄われることを重く受け止めていただいて、額は少ないかとは思うのですが、予防策の徹底の方よろしく願いたいと思います。

岩田委員 1つ前の議案との絡みになるのですが、これはその中央区内の市立小学校と書くことで、今の説明の中で言うと、前にもありましたのでということだけれども、例えばこの資料だけを読まれた方は、それが違うところで、あっちこっちで起きているのか、それともある一定の場所で起きているのか。それがもしかしたら私たちは気づかない。ああ、あそこの学校なら、あのロケーションから言ってやっぱり危ないよねとか、何か気づきがあるときに、学校名を出すことが、やはり何か不都合があるのか、その辺をちょっと参考までに聞きたいと思ったのですが。

渡部教職員人事課長 作業を行った技能員の特定につながることから、学校名は記載してございません。

鈴木教育長 ここは本当に難しい問題で、技能員がやった行為に対して、その学校名を出すことによって、確かに特定はできるのですが。

ちょっと今後、検討する必要があるかなと。岩田委員が言っているのは、特定の学校で除草作業中にこういう事故が複数回、起きているのではないかというご質問も含まれているので、ただ、そこがそうではないと。

渡部教職員人事課長 そうではございません。

鈴木教育長 議会に対しては、この形式で公表しています。ただ、教育委員会での議論としてどうなのかというのは別にあるかと思えます。ちょっと研究させてください。この件はよろしいでしょうか。

それでは、ここで前回定例会後、約1カ月半における私の活動状況について報告をさせていただきます。

11月14日に青和学園の開校記念式典がございました。当日もこのような青空の下、市長や市議会の議長も同席して、開校記念式典をやられました。地域の方々は非常に喜ばれておりました。

その後、11月16日に神奈川県教育委員会の桐谷教育長のところに夜間中学校の関係で面会に行きまして、新聞報道のとおり双方協力しながら夜間中学校をつくっていきましょうと。神奈川県教育委員会では、総合産業高校の一部をお貸ししますと。本市の方では、今のところ大野南中学校の分校でそれを運営していきたいということで、具体的な調整はこれからになります。

その日の夜、市立小中学校のPTA連絡協議会の市長・教育長を囲む教育懇談会がございました。

11月28日に尾崎行雄（号堂）杯演説大会 in 相模原ということで、そこにも出席させていただいて、12月5日、第3回さがみはら生徒会長会議、これは中学校と義務教育学校の生徒会長が一堂に会して、お互いの学校をよくしていきたいということで、講演会のほか、分科会に分かれて各学校の取組をそれぞれ発表し合う会議がございました。

そのほか、11月14日には相模原駅の前の相模原スポーツ・レクリエーションパークの開園式、12月14日には、東海大相模高校の運動部が市長面会ということで、ラグビー部と男子バレーボール部が全国大会に出場するという報告、意気込み、これについて立ち会いをさせていただきました。

会議等は以上になります。

いよいよ年末になりますが、今年1年はいろいろご協力いただきまして、ありがとうございました。本当に今年1年、コロナ関係で特に2月以降、また3月2日から一斉休校ということで、結果的には3カ月、私も最初は1カ月で終わるかなと思ったものが、緊急事態宣言等の延長で、ゴールデンウィーク明け、さらには5月末までということで、本当に大人と違った、子どもの成長にとって貴重な3カ月が休校になってしまったと。そういう意味では児童生徒だけではなく、保護者の方にもご迷惑をおかけしたという感じを持っています。

でも、先生方は子どもたちと一緒に今、「できない」ではなくて、「何ができるのか」ということで、いろいろ運動会ですとか、学校行事についても、教育委員会の全体行事はなくなりましたが、学校独自の取組はそれぞれ学校でやっていただいているのを非常に頼もしく、また先生方も苦労しながらやっているのを現場へ行くとよく実感できます。

ただ、懸念をするのはご承知のとおり12月に入ってから、県内でも横浜市、川崎市で小中学校、あるいは幼稚園がクラスターになっています。

本市の状況だけ申し上げますと、今年1年、今日までで小中学生の陽性が15人、小学生が10人で中学生が5人。まだ、クラスターにはなっておりません。それは保健所の方で、念のため検査ということで、陽性者が出たときには先生、それからクラスもやってみましょうということで取り組んできていただいた成果だと思っています。

この状況が今、国でも言われていますとおり本当に勝負の3週間というか、年明け、また、どういう状況になるのかちょっと分かりませんが、各学校においても注意をしながら学校運営を行っていくのだと思いますが、その都度、その都度、教育委員会としても学校の支援をしていきたいと考えています。

それからまた、今年度については特に大きな学校教育に関しての転換点がございまして、1つはGIGAスクールについて。今年度いっぱい学校のLAN整備と1人1台環境が実現できる予定です。もう、既にも実現できている学校もあります。

それともう1つは、40年ぶりの改正で35人学級が来年度から順次、小学校2年生、3年生と実現していくと。ニュースウォッチ9で光が丘小学校がちょっと取材で出ましたが、あの学校もたまたま5年生が学年で77人、1クラス38人、39人ということで、非常に密になっているので、ほかの学年は1クラス26人とか28人だったのですが、そういう密になっている状態を解消していきたいということで、国も本腰を入れて、小学校についてはというところで。中学校についてはまだ全然定まっていますが、引き続き、また教育委員会としても、国に対して少人数学級の実現について要望してまいりたいと考えております。

本当に1年間どうもありがとうございました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。今回は、1月15日金曜日、午前9時30分から、この第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は1月15日金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前 10 時 35 分 閉会